

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市職員の任用に関する規則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

- (1) 地方公務員法第 17 条の 2
- (2) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 4 条
- (3) 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 3 条
- (4) 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 25 条

3 改正の趣旨

産前・産後休暇の承認を受けた職員の業務を処理することを職務内容とする任期付職員について、育児休業の承認を受けた職員の業務を処理することを職務内容とする任期付職員と同様に、選考により採用することができる職として新たに規定するため、「静岡市職員の任用に関する規則」について、所要の改正を行おうとするものです。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第 2 の 6 及び 7 の規定により特別休暇の承認を受けた職員の業務を処理することを職務内容とし、静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 3 条第 1 項第 1 号の規定により任期を定めて採用される者をもって補充しようとする職（以下「産前産後休暇代替任期付職員」という。）への採用について、選考によることができる職として新たに規定します。

産前産後休暇代替任期付職員の採用に関し必要な事項を「静岡市職員の任用に関する規則」に定めるため、次に掲げる所要の改正を行います。

- (1) 産前産後休暇代替任期付職員の採用については、競争試験によらず、迅速かつより具体的に能力の実証を行う方法として、選考によることができる職として新たに規定します。
- (2) 選考の方法として、産前産後休暇代替任期付職員として採用された職員を、同一の職務内容と認められる育児休業代替任期付職員として引き続き採用する場合の選考については、筆記試験、面接試験等によらず、従前の勤務実績の判定により行うことができるよう、所要の改正を行います。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和 4 年 4 月 1 日